

連携中枢都市圏構想の概要について

1 連携中枢都市圏構想の目的

我が国の総人口は、過去に類を見ない勢いで急激に減少し、高齢化率も大幅に上昇すると見込まれている。

その結果、都市では人々を支えるコミュニティ機能の低下や大規模災害時における生活機能や経済機能の維持が困難になることなどの都市問題が深刻化し、地方では人々が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われるとともに地方公共団体が行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念される。

このような人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、広域的な連携が重要な役割を果たすことから、平成 21 年度に定住自立圏の制度が開始され、平成 26 年度にはさらに制度を拡充し、連携中枢都市圏の形成を進めることが可能となった。

連携中枢都市圏の制度は、定住自立圏よりも広がりを持った分野での連携を進めていくことで、圏域の魅力や活力を高めていくものである。そのため、地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し**、コンパクト化とネットワーク化により、新たに「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」の分野を加え、「生活関連機能サービスの向上」を含めた三つの分野の施策を展開することにより、人口減少・少子高齢社会においても**一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する**ことが連携中枢都市圏構想の目的である。

2 連携中枢都市圏構想の制度概要

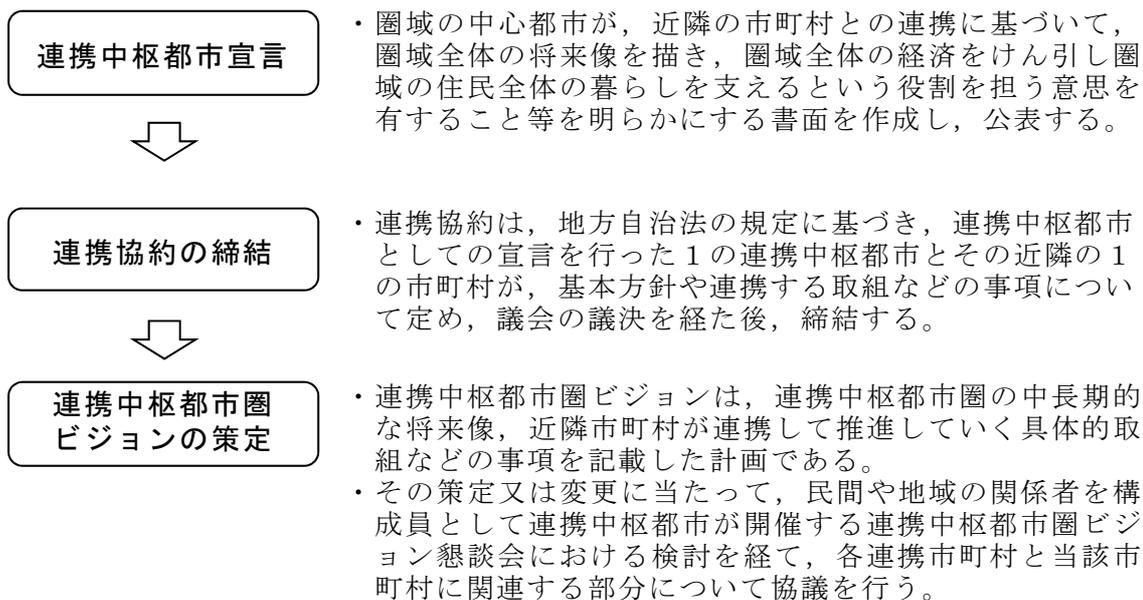
(1) 連携中枢都市の要件

圏域の中心となる連携中枢都市と、これと社会的経済的に一体性を有する近隣市町村とで連携中枢都市圏を形成するに当たり、連携中枢都市は、原則として、次の三つの要件を満たすものとする。

- ① 指定都市又は中核市であること。
- ② 昼夜間人口比率がおおむね 1 以上であること。
- ③ 当該市が三大都市圏の区域外に所在すること。

なお、水戸市は令和 2 年 4 月に中核市に移行し、連携中枢都市の要件を満たすことになった。

(2) 連携中枢都市の手続



連携中枢都市宣言、連携協約、ビジョンの今年度中の施行を目指し、それぞれ並行して作成を進める。それぞれの施行の順は、連携中枢都市宣言（11月）、連携協約の締結（2月）、ビジョンの策定（2月）を予定している。

【図 県央地域9市町村】



(3) 連携中枢都市圏が連携して推進する取組

連携する取組は、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、ア 圏域全体の経済成長のけん引、イ 高次の都市機能の集積・強化、ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上、の3つの役割を果たすものについて、地域の実情に応じて柔軟に定めることができる。

【連携中枢都市圏構想の3つの役割】

ア 圏域全体の経済成長のけん引	イ 高次の都市機能の集積	ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上		
		A 生活機能の強化	B 結びつきやネットワークの強化	C 圏域マネジメント能力の強化
a 産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	a 高度な医療サービスの提供	a 地域医療	a 地域公共交通	a 人材の育成
b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	b 介護	b ICTインフラ整備	b 外部からの行政及び民間人材の確保
c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	c 高等教育・研究開発の環境整備	c 福祉	c 道路等の交通インフラの整備・維持	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 戦略的な観光施策	d その他、高次の都市機能の集積に係る施策	d 教育・文化・スポーツ	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策		e 土地利用	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
		f 地域振興	f その他	
		g 災害対策		
	h 環境			

(資料 総務省「連携中枢都市圏構想の推進に向けた関係各省による支援策」抜粋)

3 国の地方財政措置制度

連携中枢都市と連携市町村が地域の実情に応じて柔軟に定めた連携する取組は、次の表のとおり交付税措置の対象となることから、これらの国の財政措置制度を活用しながら、圏域の発展に資する取組を展開することが可能となる。連携する取組は、連携中枢都市と連携市町村が役割分担を行った上で実施し、その効果を圏域全体に波及させていく。

求められる役割	連携中枢都市 (水戸市)	連携市町村 (各市町村)
ア 圏域全体の経済成長のけん引	普通交付税措置 圏域人口75万人の場合、 約2億円	特別交付税措置 (一市町村当たり) 事業費2250万円×0.8 =1800万円(上限)
イ 高次の都市機能の集積・強化		
ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	特別交付税措置(概算) 事業費1億5000万円×0.8 =1億2000万円(上限)	

※ 普通交付税… 基本財政収入額から基本財政需要額を差し引いた不足額を国が地方公共団体に交付するもの

※ 特別交付税… 特別の財政需要があること等を考慮して国が地方公共団体に交付するもの

4 これまでの経緯と今後のスケジュール

県央地域首長懇話会において、令和元年7月から連携中枢都市圏の形成に係る調査を行い、令和3年2月に連携中枢都市圏の形成を目指していくことについて合意に至った。そして、これ以降、連携して推進していく事業の検討をはじめ連携中枢都市圏ビジョン等の協議を行い、連携中枢都市圏ビジョン（素案）をとりまとめた。

今後、連携中枢都市圏ビジョン懇談会で意見をいただき、ビジョン（素案）に反映させ、各市町村に協議するとともに、11月に水戸市が連携中枢都市宣言を行う。連携中枢都市圏の形成に係る連携協約については、12月には各市町村議会に議案として提出し、議決を得て水戸市と各市町村とで締結する。そして、ビジョンについては、1月に意見公募を行い、2月に策定し、令和4年度からそれに基づく事業を実施する。

時 期	内 容
令和元年7月～	○県央地域首長懇話会の開催（第31回，第32回，第34回） ・連携中枢都市圏の形成に係る調査
令和3年2月	○第35回県央地域首長懇話会の開催 ・連携中枢都市圏の形成を目指していくことについての合意
7月	○第36回県央地域首長懇話会の開催 ・連携中枢都市圏ビジョン（素案）等の協議
8月31日 10月1日	○ 連携中枢都市圏ビジョン懇談会 におけるビジョン（素案）の検討
11月	○第37回県央地域首長懇話会の開催 ・連携中枢都市宣言書，連携協約及び連携中枢都市圏ビジョン（素案）の決定 ○ 連携中枢都市宣言（水戸市）
12月	○各市町村議会における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の審議・議決
令和4年1月	○連携中枢都市圏ビジョン（素案）に係る 意見公募 の実施（1か月間）
2月	○第38回県央地域首長懇話会の開催 ・連携中枢都市圏ビジョンの決定 ○ 水戸市と各市町村との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約締結 ○ 連携中枢都市圏ビジョンの策定（水戸市）
3月	○各市町村議会における連携中枢都市圏ビジョン事業に係る予算の審議・議決
4月～	○連携中枢都市圏ビジョンに基づく事業の実施

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

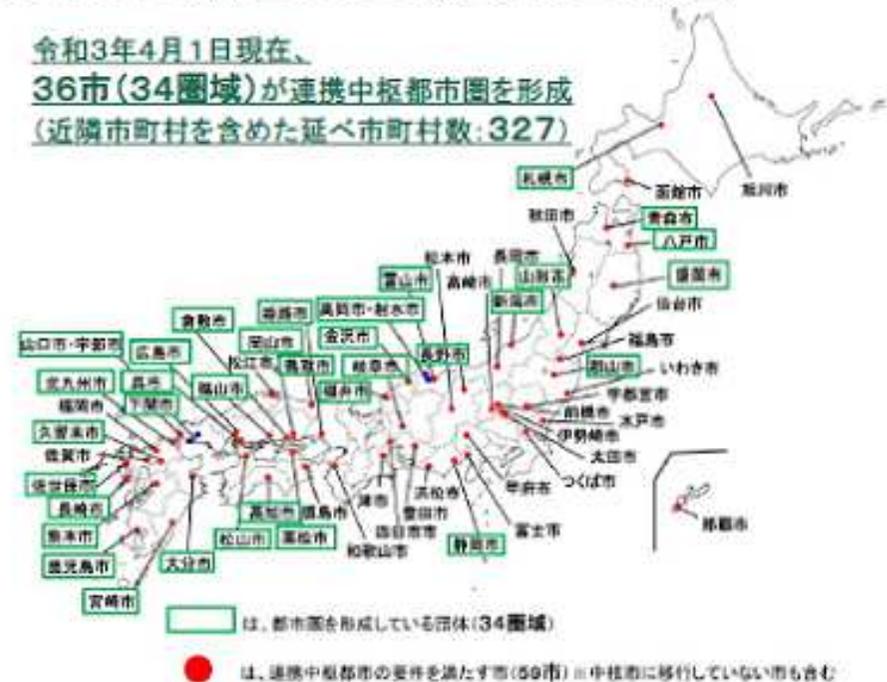
連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

➢ 連携中枢都市圏形成のための手続き



令和3年4月1日現在、
36市(34圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:327)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

定住自立圏構想と連携中枢都市圏構想の制度比較

県央地域 9 市町村は、水戸市を中心市として、計画期間を平成 29 年度から令和 3 年度までとする茨城県央地域定住自立圏共生ビジョンを策定し、それに基づく具体的取組を行ってきた。

両制度の大きな違いは取組事項であり、連携中枢都市圏構想では、「ア 圏域全体の経済成長のけん引」と「イ 高次の都市機能の集積・強化」に係る取組が新たに加わった。また、その財源として連携中枢都市に普通交付税が措置される。

	定住自立圏構想	連携中枢都市圏構想
制度開始	2009（平成 21）年 4 月	2014（平成 26）年 11 月
根拠法令	法律ではなく「定住自立圏構想推進要綱」に基づいて実施。	地方自治法 252 条の 2「連携協約」に基づいて形成。
中心市・連携中枢都市要件	①人口 5 万人程度以上 ②昼夜間人口比率 1 以上	①地方圏の指定都市、中核市 ②昼夜間人口比率おおむね 1 以上
手続き	①中心市宣言→②協定の締結→③共生ビジョンの策定	①連携中枢都市宣言→②連携協約の締結→③都市圏ビジョンの策定
議会	協定の締結に当たって、当該地方公共団体（1 対 1）の議会の議決が必要。	連携協約の締結に当たって、当該地方公共団体（1 対 1）の議会の議決が必要。
取組事項	ア 生活機能の強化に係る政策分野 イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	ア 圏域全体の経済成長のけん引 イ 高次の都市機能の集積・強化 ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上（≒定住自立圏の取組）
国からの財政支援	【中心市】 ○特別交付税 年間 8,500 万円程度上限（対象経費×0.8） 【近隣市町村】 ○特別交付税 年間 1,800 万円程度上限（対象経費×0.8）	【連携中枢都市】 ○普通交付税（上記ア及びイ） ・圏域の人口に応じ措置（圏域人口 75 万の場合、約 2 億円） ○特別交付税（上記ウ） 年間 1.2 億円程度上限（圏域人口・面積等から上限額を設定）（対象経費×0.8） 【連携市町村】 ○特別交付税（上記ア～ウ） 年間 1,800 万円程度上限（対象経費×0.8）
圏域数等	127 圏域	34 圏域

茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン事業の成果について

茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン(平成29年度から令和3年度までの計画期間)に基づく事業(以下22事業)について、次の表のとおり成果があった。

連携中枢都市圏ビジョンにおいても、定住自立圏共生ビジョンからさらに発展させられるよう事業内容を見直し、引き続き事業を継続していく。

分野	No.	定住自立圏共生ビジョン事業名	取組の成果
医療分野	1	診療所情報共有・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 水戸市休日夜間緊急診療所の運営経費に対して財政支援を行い、開設日数等の体制の維持が図られた。 潜在看護師の復職支援として、茨城県看護協会と連携し、病院見学バスツアーを実施し、合計15人の方が復職した。
	2	診療所運営支援事業	
	3	産婦人科医確保事業	
	4	小児科医確保対策事業	
	5	看護師等確保事業	
	6	小中学生病院体験ツアー事業	
福祉分野	7	成年後見の普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用支援として、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターにおいて、成年後見制度の利用手続きなどに関する相談を受け付け、K P Iの目標値としている180件に対し、866件の相談を受け付け、制度利用の促進が図られた。 県央地域初の市民後見人が2人選任されるとともに、首長申立てにより後見を開始する案件について、成年後見を受任した。
	8	成年後見制度の利用支援	
	9	市民後見人の養成及び活動支援	
	10	成年後見制度法人後見支援	
	11	法人後見の受任	
	12	県央地域成年後見支援事業の運営支援	
産業振興分野	13	県央地域内観光マーケティング事業	<ul style="list-style-type: none"> 周遊ツアーの造成・催行を行い、K P I「周遊ツアーの造成数」の目標値を達成するとともに、2,245人の方に参加いただき、県央地域のイメージアップ、誘客が図られた。
	14	県央地域魅力発信事業	
	15	周遊型観光の推進事業	
環境分野	16	エコライフチャレンジ	<ul style="list-style-type: none"> 取組を実施する住民1人当たりの電力使用による二酸化炭素排出量のK P I目標値を達成するとともに、省エネにつながる行動の意識付けを促進し、CO₂の削減が図られた。
	17	環境啓発イベントへの相互参加	

分野	No.	定住自立圏共生ビジョン 事業名	取組の成果
教育分野	18	公の施設の広域利用に係るP R事業	・公の施設のPRキャンペーン等を実施し、圏域住民の広域利用の促進が図られた。
	19	公の施設の広域利用に係る利 便性向上事業	
地域公共交通分野	20	公共交通の維持・確保	・路線バス石塚・赤塚線の運行や乗合型デマンド交通の水戸市乗り入れを行うなど、住民の利便性の向上が図られた。
	21	公共交通の利用促進	
人材育成分野	22	職員の能力向上に向けた研修 会の合同開催及び相互参加	・職員研修の合同開催や相互参加を行い、KPIの目標値としている相互参加人数延べ90人に対して延べ144人が参加し、自庁で受講できない研修に参加することにより、職員の能力向上が図られた。